

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建築工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

本業務は、電子契約システム対象案件である。

令和3年3月29日

分任支出負担行為担当官

新潟港湾・空港整備事務所長 林 寛之

1. 業務概要

(1) 業務名 新潟港海岸(西海岸地区)海岸保全施設機能検討業務

(2) 業務内容

本業務は、新潟港海岸(西海岸地区)事業において、侵食対策(面的防護工法)に関する海岸保全施設の技術的課題について検討するものである。

本業務の検討結果について議論する委員会を設置し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関するとりまとめを行うものである。

(3) 履行期限 令和4年3月11日

(4) 本業務は提出書類、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

(6) 本業務は、令和2年4月1日時点で満40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者(以下、技術指導者)を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。

2. 参加資格

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書を提出しようとする者は、1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 北陸地方整備局(港湾空港関係)における令和3・4年度「建設コンサルタント等」に係る一般競争(指名競争)参加資格のA等級の決定を受けている者であること。

なお、当該資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時までに、当該資格の決定を受けていなければならない。

③ 北陸地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、

国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 設計共同体

1) に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和3年3月29日付け新潟港湾・空港整備事事務所長)に示すところにより、北陸地方整備局次長から新潟港海岸(西海岸地区)海岸保全施設機能検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下、「設計共同体としての資格」という。)の決定を受けているものであること。

(2) 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準①から③のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2の規定による親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4項に規定する更生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア)一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ)一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の同種又は類似の業務実績、業務成績、業務表彰

(2) 配置予定管理技術者の資格、経歴、同種又は類似の業務実績、業務成績、技術者表彰

(3) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定を含む。)

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の資格、経歴、同種又は類似の業務実績、業務成績、技術者表彰

- (2) 業務内容の理解度、実施手順の妥当性等
- (3) 特定テーマの的確性、実現性等

5. 手続等

(1) 担当部局

〒950-8011 新潟県新潟市中央区入船町4-3778
北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所 品質管理課
電話 025-222-6111 ファクシミリ 025-222-6141

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、「港湾空港関連入札・契約情報(PAS)」からダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

交付期間：令和3年3月29日(月)から平成33年4月29日(木)まで

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和3年4月5日(月) 16時00分

提出場所：紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)に限る。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和3年4月30日(金) 12時00分

提出場所：紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)に限る。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。

(6) 2.に掲げる参加資格の決定を受けていない者も、5.(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時までに、当該資格の決定を受けていなければならない。

(7) 技術提案書に関するヒアリングを行う。

(8) 本業務に係る落札の決定及び契約締結は、当該業務に係る令和3年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。また、暫定予算となった

場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(9) 詳細は説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

新潟港海岸（西海岸地区）海岸保全施設機能検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和3年3月29日

分任支出負担行為担当官

新潟港湾・空港整備事務所長 林 寛之

1. 業務概要

(1) 業務名 新潟港海岸（西海岸地区）海岸保全施設機能検討業務

(2) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

本業務は、新潟港海岸（西海岸地区）事業において、侵食対策（面的防護工法）に関する海岸保全施設の技術的課題について検討するものである。

本業務の検討結果について議論する委員会を設置し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関するとりまとめを行うものである。

(3) 履行期限 令和4年3月11日

2. 申請の時期

令和3年3月29日から令和3年4月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和3年4月6日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、技術提案書の提出の時までに設計共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3. 申請の方法

(1) 担当部局

〒950-8011 新潟県新潟市中央区入船町4-3778

北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所 品質管理課

電話 025-222-6111 ファクシミリ 025-222-6141

(2) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、「港湾空港関連入札・契約情報(PAS)」からダウンロードすることにより交付する。

1) HPアドレス：<http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

2) 交付期間： 令和3年3月29日から令和3年4月29日まで

ただし、書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を(1)の担当部局へ申し込みを行った上で、上記2)の期間交付する。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に新潟港海岸（西海岸地区）海岸保全施設機能検討業務設計共同体協定書（４（４）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は（１）に示す申請書の交付場所に同じ。

（４）申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４．設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体として資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年１０月１日付け）により総合数値を付与して、設計共同体としての資格があると決定する。

（１）組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

②北陸地方整備局（港湾空港関係に限る。）における令和３・４年度「建設コンサルタント等」に係る一般競争（指名競争）参加資格のＡ等級の決定を受けていること。

③北陸地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。

④令和２年１０月１日付け公示４（測量・調査及び建設コンサルタント等業務）の①から⑤に該当しないものであること。

（２）業務形態

①構成員の分担業務が、業務の内容により、新潟港海岸（西海岸地区）海岸保全施設機能検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

②一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、新潟港海岸（西海岸地区）海岸保全施設機能検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

（３）代表者要件

構成員において決定された代表者が新潟港海岸（西海岸地区）海岸保全施設機能検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

（４）設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成１１年１月２５日付け官会第９３号）の別紙１に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

５．一般競争（指名競争）参加資格のＡの等級に格付けされていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４（１）②の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も、２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、決定通知を受けていない構成員が４（１）②の決定を受けることが必要である。また、この場合において、設計共同体が当該業務に係る技術提案書の提出の時点でＡ等級に決定されていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。

6. 資格審査結果の通知

「競争参加資格決定通知」により通知する。

7. 資格の有効期間

6 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了するまでとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8. その他

- (1) 設計共同体の名称は、「新潟港海岸（西海岸地区）海岸保全施設機能検討業務〇〇・△△設計共同体」とする。（〇〇・△△は会社名等）
- (2) 当該業務に係る発注手続に参加するためには、技術提案書の提出の時ににおいて、設計共同体としての資格を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建築工事を除く）」（令和3年3月29日付け分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 林 寛之）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。